

フィリピン日本人商工会議所の概要

Japanese Chamber of Commerce and Industry of the Philippines, Inc.(JCCIP)

1. 設立

フィリピン日本人商工会議所は、1973年11月に設立された非営利の団体です。

2. 目的

フィリピンに進出している会員企業相互の親睦を図るとともに、企業の円滑な活動のため、各種情報提供活動を行い、また、経営上の障害となっている事柄に対して協力して解決に当たります。

3. 事業年度

4月1日～翌年3月31日

4. 会員

当所会員は、法人会員、個人会員、賛助会員から構成されています。

法人会員は日系企業、個人会員は日系企業に属していない日本人、賛助会員はフィリピン人がそれぞれ会員となっています。

2011年9月末現在の会員数は、計540件（法人495、個人24、賛助21）です。

5. 組織

(1) 会員総会

会員総会（定例総会は毎年5月に開催）が、最高意思決定機関となっています。

(2) 理事会

理事会は、毎月1回以上開かれ、商工会議所の運営、事業の具体的な意思決定を行います。

(3) 部会

部会は、業種ごとの集まりで会員が直接商工会議所活動に参加いただくものです。

商工会議所活動の中心的役割を担っています。

部会登録者は原則代表者ですが、その業界の担当者を代替者とすることは可能です。所属部会数は制限ありません。部会運営は、小部会の設置等も含め、部会長に委ねられています。部会長は、当所の理事・推薦理事が兼務します。現在、以下の11部会があります。

①生活産業（食品、繊維、生活雑貨など）

②建設

③化学品（薬品、化学品、プラスチックなど）

④金属・鉱産物（鉄鋼、金属加工、鉱山業など）

⑤機電・情報通信（家電、重電、機械、コンピュータ製造、同部品製造、通信関連など）

⑥自動車（自動車、二輪車製造、同関連部品製造など）

⑦商業（商社、卸売、小売など）

⑧物流（陸上海上航空貨物、倉庫など）

⑨サービス（観光、ホテル、その他サービス業）

⑩金融・保険（銀行、証券、保険、リースなど）

⑪デザイン・ソフトウェア（ソフト開発、アニメ、設計など）

(4) 委員会

委員会は、当所の運営関係事項、特定事業に関する事項について協議、検討する機関であり、以下の8委員会があります。委員長は、当所の理事・推薦理事が兼務します。

- ①産業政策（投資政策、経済連携、ビザ、電力など）
- ②広報（「p-BUSINESS」、フィリピンハンドブックの発行など）
- ③環境（環境行政対策、大気汚染防止法、産業廃棄物処理施設など）
- ④税制（外貨建て会計報告、VAT還付、日比租税条約、関税など）
- ⑤HRD（貸金調査、労働争議対策など）
- ⑥中小企業（経営相談、取引紹介、研修、中小企業助成制度紹介など）
- ⑦インフラ（道路・空港・港湾整備など）
- ⑧調査（調査全般）

(5) 事務局

事務局は、専務理事1名、事務局長1名、アシスタント1名、秘書1名、会計1名です。

6. 役員

(1) 理事

理事は、毎年3月に会員（法人・個人）を被選挙人とする理事選挙により得票数の上位者から15名が選出されます。

(2) 四役（会頭、副会頭、財務理事、総務理事）

15名の理事が選任された後、理事の互選により会頭1名が選出され、会頭の指名により副会頭2名、財務理事1名、総務理事1名が選出されます。

(3) 推薦理事

当所の役員の業種構成と、会員の業種構成とをマッチさせるとともに、幅広い意見を吸い上げて理事会での意思決定に反映させるため、理事会が8名以内で任命できることになっています。

(4) 部会長・委員長

部会長・委員長は、会頭が理事会の同意を得た上で任命します。

7. 主な事業活動

(1) 意見・要望活動

部会では、業界に共通した問題について協議し、委員会では、業種横断的な問題について協議しています。必要に応じて、フィリピン政府などの関係先に意見・要望書を提出し、解決を図っています。毎年各省庁から長官クラスを招いて行っているフィリピン政府との直接対話の場や、月1回開催している「在フィリピン外国商工会議所会頭会議」等の場で、意見交換を行い、日系企業の意見の反映に努めています。さらに、労働雇用省や国家警察などとは、覚え書きを締結し、一步踏み込んだ形での投資環境改善活動を行っています。

(2) 部会・委員会活動

部会は11設置されており、会員が直接部会に参加して、講演会、勉強会、視察研修などを通じた情報交換を行い、また業界に関わる問題に対する解決策の協議を行っています。委員会は8設置されており、業種横断的な問題に対する解決策の協議を行ったり、講演会等を通じた情報提供を行ったりしています。

(3) 情報提供活動

① ホームページおよび機関誌による情報提供

ホームページ (<http://www.jccipi.com.ph>) および毎月発行する機関誌『p-BUSINESS / 月報』により、最新のフィリピンの経済・産業情報や会議所活動などを日本語でお知らせしています。

② 講演会の開催

時宜にかなった各種講演会、説明会をマニラだけではなく、各工業団地に出向いて開催しています。

③ 関係調査の実施

労務関係（賃金・福祉厚生）などの調査を実施しています。

(4) 安全対策活動

在フィリピン日本国大使館、マニラ日本人会と協力して、日本人・日系企業の安全問題について対策を協議、実施しています。

(5) 研修事業

・ A P E C - I T 研修の開催

主に地方の現地の企業経営者などを対象にデジタル・デバイド解消のために I T 研修を全国 3 箇所で行っています。

(6) 日比文化交流事業

日本語スピーチコンテストをはじめとした日比友好月間行事への協力を行っています。また、日本語・日本文化を学んでいる学生にインターンシップを受け入れる企業を紹介しています。

(7) 各種ミッション受入れ・国際会議への協力

日本から派遣される投資ミッション、調査ミッションの受入れや、国際会議の開催に協力しています。

8. 会費・入会金

(1) 会費

会費月額、以下のとおりです。年 2 回（4 月～9 月、10 月～翌年 3 月）に分けて、それぞれ 6 カ月分を前納いただきます。

法人会員の場合は、日本人駐在員数により、会費月額が異なります。

(※ 2011 年 10 月から会費月額を改定いたしました。)

		会費月額 (ペソ)	摘 要	月会費額に比例 した票数
正会員	法人会員	1, 8 0 0	日本人駐在員数 1～2 名	1
		5, 4 0 0	〃 3～4 名	3
		7, 2 0 0	〃 5～7 名	4
		9, 0 0 0	〃 8～10 名	5
		10, 8 0 0	〃 11～14 名	6
		12, 6 0 0	〃 15 名以上	7
	個人会員	1, 8 0 0	日系企業に属していない日本人	1
賛助会員		8 4 0	フィリピン人	投票権なし

(2) 入会金

入会金は、1 カ月分の会費と同額です。最初の会費納付時にあわせてご納付いただきます。

9. 事務所

住所: 22 Floor, Trident Tower, 312 Sen Gil Puyat Avenue, Salcedo Village, Makati City

TEL: +63-2-892-3233, 816-6877

FAX: +63-2-815-0317

E-Mail: jccipi@jccipi.com.ph

<http://www.jccipi.com.ph>